

平成二年厚生省令第四十八号

船員の雇用の促進に関する特別措置法第十四条第五項の規定等による未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令等の規定の適用に関する省令

船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第五項、第十五条第二項、同条第三項及び第十六条第二項の規定に基づき、船員の雇用の促進に関する特別措置法第十四条第五項の規定等による未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令等の規定の適用に関する省令を次のように定める。

（未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令の規定を適用する場合の読み替え）

第一条 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第五項、第十五条第二項、同条第三項及び第十六条第二項の規定による未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令（昭和五十一年厚生省令第二十七号）の規定の適用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第四条及び第五条第二項第四号へ	並びに割増手当、歩合金、補償休日手当及び退職手当	並びに割増手当、歩合金、補償休日手当及び退職手当	及び退職手当

（船員保険法施行規則の規定を適用する場合の読み替え）

第二条 法第十五条第一項の規定により船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の規定を適用する場合における同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）」とする。

（厚生年金保険法施行規則を適用する場合の読み替え等）

第三条 法第十六条第一項の規定により厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の規定を適用する場合における同条第一項の規定による技術的読み替えは、船員保険法施行規則第四条第一項第三号の規定を適用する場合における同条第二項の規定による技術的読み替えは、船員保険法施行規則第四条第一項第三号の規定を適用する場合における同条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

厚生年金保険法施行規則の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第十三条第三項	次の各号に掲げる事項	次の各号に掲げる事項	次の各号に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）
第二十九条の三第一項第三号	所有船舶又は被保険者 船舶の名称又は被保険者の氏名	被保険者 被保険者の氏名	

2 法第十六条第一項の規定により厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される被保険者とみなす。

附 則

この省令は、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十一号）の施行の日（平成二年八月二十日）から施行する。

附 則（平成一五年二月二十五日厚生労働省令第一五号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六八号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。